

# 大阪さくら規約

## 第1章 名称および事務所所在地

- 第1条 本会は、ソフトバレーボールチーム『大阪さくら』と称する。  
本会の事務所は、総務担当者の自宅とする。

## 第2章 目的

- 第2条 本会は、ソフトバレーボールをこよなく愛し、生涯スポーツとしてその普及・発展を図るとともに、健康の増進と全国愛好者と親睦・交流を図ることを目的とする。また、上部団体に加盟しこれに協力する。

## 第3章 組織

- 第3条 本会は、本会の趣旨に賛同する会員で構成し、会員の性別・年齢は問わない。

## 第4章 入会・退会

- 第4条 本会への入会は、本人の入会申し込みを受け、会長が『大阪さくら』の会員としてふさわしいか判断しこれを決定する。

- 第5条 退会は、本人から会長に申し出るか文書で届け、これを受理された時点で決定する。ただし、1年以上連絡もなく、また、練習にも不参加の場合は自動的に退会したものとみなす。

## 第5章 会員の心構え

- 第6条 本会は、結成以来、全国大会で数々優勝を成しとげた、由緒あるチームであることを自覚し、全国の他チームに範となる品位ある行動をとること。

- 1 総会、役員会で決定した事項について、勝手な変更を行ったり、各種全国大会及び交流大会に参加中『大阪さくら』の会員として、品位を失墜する行為があった場合、会員の退会を求める決定をする。
- 2 品位を失墜する行為とは次の行為を言う。
  - ① 審判に対する執拗な抗議や非礼な態度をとる行為。
  - ② 中傷的、あるいは侮辱的な言葉や、ジェスチャーなどで執拗に相手を威圧する行為。
  - ③ 懇親会など宴席での開催役員や、自、他チーム、選手への破廉恥な行為。

## 第6章 会費

- 第7条 会費は年3000円とし、毎年年頭に会計に納入する。ただし、6月以降の入会者は2000円とする。また、練習参加時に所定の参加費100円を納入する。

## 第7章 事業

- 第8条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 練習は基本的に毎週月曜日とし、最大午後6時から9時までとする。ただし、都合で変更することがある。
  - ① 日常の練習は会員の誰もが参加でき、固定した会員での練習はさけ、全会員の交流をはかること。
  - ② 全国大会予選及び本大会参加に向け必要と認めた期間、出場決定チームでの練習を認める。
- 2 全国各地で開催される、各種交流大会に積極的に参加する。
  - ① 交流大会の案内は、個人宛に来たものを含め全ての会員に公開する。
  - ② 参加申し込みは自由とし、申し込み会員でチームを結成し参加する。
  - ③ 交流大会前の2回の練習日に限り、出場チームでの練習を認める。
- 3 ソフトバレーボールに関する講習会・研修会等への積極的参加。
- 4 『ミカサカップ・ソフトバレーボール大会 IN 大阪（邂逅カップ）』を全会員の協力のもとに主催する。
- 5 本会員でJVA-MRS登録した選手が、他のチームへ重複登録をし、全国大会の予選及び本大会に選手として出場することを禁止する。出場が判明した場合処分を科すことがある。
- 6 本会員でJVA-MRS登録した選手が、他のチームから選手として交流試合（大会）への依頼があった場合は、事前に強化部長へ報告し許可を得ること。無断で出場したことが判明した場合処分を科すことがある。

## 第8章 役員

- 第9条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名

3 顧問 若干名

4 理事

① 運営部長 1名 ② 運営副部長 2名 ③ 運営部理事 2名 ※会計担当 1名

④ 強化部長 1名 ⑤ 強化副部長 1名

⑥ 強化部理事 4名 (1名審判・競技指導担当) (※印は理事外とする)

5 監督 若干名 (全国大会、予選及び本大会のみ)

6 会計監査 2名

第10条 第8条に定める役員の任期は2年間とし、再任は妨げない。

第11条 第8条に定める役員に欠員が生じたときは、会員の推薦で補充し会長が任命する。この場合補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第12条 役員は、会員の推薦で決定し、会長が委嘱する。

第13条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

1 会長は、本会を代表して会務を掌握する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。

3 顧問は、会議に出席し意見を述べることができるほか、強化部長への指導助言をおこなう。また、会長の諮問機関とする。

4 理事は、役員会に出席し意見を述べるほか、それぞれの職務を担当する。

① 運営部長は会長の命を受け、さくら通年の運営計画、会議の通知、上部加盟団体への登録諸事、対外諸大会への参加調整、会計処理、及び他の部の主管に属さない事務を行い、当該部及び本会員を掌握する。

② 強化部長は会長の命を受け、日常の練習計画、技術指導及び各種全国大会への出場チームの指導強化に関することを行う。

審判、競技指導担当は、チーム全員に上部団体からの伝達事項、ルール改正等の指導を行う。

③ 各副部長は、部長不在時にはその職務を代行するほか、運営推進に協力する。

④ 会計は、会員の年会費等を徴収し、加盟団体への登録料・加盟金・スポーツ保険への加入その他の収支を総轄する。また、毎年会計年度終了後、会計監査の承認を得て会員に報告する。

5 会計監査は、会計を総轄する。

## 第9章 会議

第14条 本会に次の会議をおく。

1 総会 毎年1回会員の全員が参加し本会の基本活動方針その他を報告し承認を得る。

2 役員会 会長・副会長・顧問・各部長・各副部長・各理事で開催する。

① 邂逅カップの開催日の決定と、主要役員の人事を決定する。

② 会長の命を受け、本会の運営に関して必要に応じて開催する。

3 全国大会 (予選・本大会) 選手選考役員会

① この役員会は、委員長1名、副委員長1名、委員若干名で構成する。

② この役員会は、当年度の各種全国大会に参加するために必要なチームの監督を選任する。

③ 予選会に出場するチームの構成員 (補充が必要な場合を含む) は、監督の推薦を得て決定する。

4 ミカサカップ『邂逅カップ』大会役員

① 選出された役員で、当年度大会運営に関する詳細及び実務関係者を決定し、運営実務を進める。

第15条 会議は2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

## 第10章 会計

第16条 本会の会計は、年会費・練習参加料を持ってあてる。

第17条 本会の会計期間は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 付 則

この規約は平成19年10月1日からこれを実施する。

平成19年10月01日 制定

平成21年08月28日 一部改定 平成21年12月19日 一部改定 平成24年1月13日 一部改定

平成27年1月12日 一部改定